（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の七　法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四　［略］

［2・3　略］

（廃止措置終了確認証）

第七条の五の十二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の十三　［略］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限）

第七条の五の十四　［略］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の十五　［略］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第七条の五の十六　［略］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第十三条　第七条の四第二項の届出に係る書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第２（第13条関係）　［略］

別表第四　国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（合併及び分割の認可の申請） **第三条**　法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～六　略］ ［2・3　略］	（合併及び分割の認可の申請） **第三条**　法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～六　同上］ ［2・3　同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の七　［同上］

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四　［同上］

［2・3　略］

［条を加える。］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の十二　［同上］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限）

第七条の五の十三　［同上］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の十四　［同上］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第七条の五の十五　［同上］

（身分を示す証明書）

第十三条　法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十四条　第七条の四第二項の届出に係る書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

別記様式第１の２（第13条関係）　［略］

別記様式第１の３（第13条関係）　［略］

別記様式第２（第13条関係）　［略］

別記様式第３（第14条関係）　［同上］